

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課)

保安林の指定予定 (森林保全課)

保安林の指定の解除予定 ()

普通母樹林の指定の解除 ()

海岸保全区域の指定の一部改正 (漁港課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課)

◇ 選 管 告 示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体の届出

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者 (林務課)

環境影響評価準備書の縦覧 (二件) (道路課)

土地収用法による審理の開始 (収用委員会)

告 示

鳥取県告示第七百五十三号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を平成八年十月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

- 鳥取市円通寺字瀧ノ下タ一二四の一、字下村屋敷八五六、岩坪字奥椀谷ノ上一四二の次一、一一四三、一一四五、一一四五の次二、一一四五の次三、一一四六、一一四六の一、一一四七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内西秋葉一一四七の二八、一一四七の二九（以上二筆国有林）、一一四七の一九・一一四七の二六・一一四七の二七（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字奥山ノ内東秋葉一一四四の一〇、一一四四の三九、一一四四の四三、一一四四の四四、一一四四の四六から一一四四の四八まで（以上七筆国有林）、一一四四の四二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一四四の七（次の図に示す部分に限る。）、字奥山ノ内中谷一一四八の九七、一一四八の一〇一、一一四八の一〇二、一一四八の一〇四から一一四八の一〇六まで、一一四八の一〇九、一一四八の一〇、一一四八の一六、一一四八の二一七、字奥山ノ内湯頭一一四九の六三（以上一筆国有林）、字奥山東平一一四一の六二（次の図に示す部分に限る。）、大字福永字奥山四五七の一三、四五七の二四（以上二筆国有林）、四五七の二二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百五十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数(本)	面積(ヘクタール)	所有者の住所及び氏名
四十六ー十八	平成八年十一月十二日	アカマツ	西伯郡大山町宮内	五三〇	〇・七四	西伯郡大山町上萬一諸遊透

鳥取県告示第七百五十七号

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百七十八号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成八年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸羽合漁港海岸宇野地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸 羽合漁港海岸 宇野地区海岸	基点一と基点二とを直線で結んだ線並びに基点二、補助点一の一、 補助点三の一、基点三及び基点一を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域 基点一 東伯郡羽合町大字宇野字西屋敷一五八四一―一六に設置した 標柱から二六五度一二分二六三メートルの点 基点一 基点一から八四度〇七分五八七メートルの点 基点二 基点一から二九九度〇二分二二二メートルの点 補助点二の一 基点二から零度二〇〇メートルの点 補助点三の一 基点三から零度一四五メートルの点
-----------------------------	--

鳥取県告示第七百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成七年八月三十日 鳥取県指令倉土維十第一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市西倉吉町字屋敷添、字空岡田及び字空田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市寿町七五五

株式会社フタミ

代表取締役 小林 秀實

鳥取県告示第七百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
郡家町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
八頭中央都市計画下水道事業 郡家町公共下水道

- 三 事業施行期間
平成三年三月二十二日から平成十五年三月三十一日まで（変更前 平成三年三月二十二日から平成十年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 郡家町大字宮谷字下細田及び大字下坂字上八土居の全部並びに大字宮谷字福井、字下福井、字上福井、字上山根、字下山根及び字上野辺り、大字奥谷字黒土、大字下坂字下モ樋話及び字五反田、大字門尾字皿谷、字皿谷口、字横山、字長講及び字井手河原、大字稲荷字井古向並びに大字池田字杉ヶ谷及び字杉ヶ谷東平の一部

変更する部分 郡家町大字宮谷字下六反田、字六反田、字上細田及び字壹本木並びに大字下門尾字三ツ井手の全部並びに大字郡家字寺土居下分及び字大造口分、大字宮谷字河井、大字奥谷字下八反田、字前田、字庵

主及び字庵住、大字下坂字石田町及び字石田向、大字門尾字鶉谷口及び字塚本、大字稲荷字前河原並びに大字久能寺字山崎、字小縄手及び字堤ノ内の一部

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
新社会党鳥取県本部	山脇敏正	井上幸喜	鳥取市立川町五丁目二四〇―三	平成八年九月三十日	政党の支部 新社会党 1以上の市町村の区域を単位とする
酒本としおき後援会	植月一雄	中田恭治	八頭郡智頭町大字智頭一六四〇―一	平成八年九月十一日	その他の政治団体
西尾節子後援会	三木弘美	西尾 勲	八頭郡家町大字土師百井一五九	平成八年九月十二日	
山田あつし後援会	山脇敏正	井上幸喜	鳥取市立川町五丁目二四〇―三	平成八年九月二十七日	

山田あつし国政研究所	山田 篤	井上幸喜	鳥取市立川町五丁目二四〇―三	〃	〃
山本庸生後援会	寺地寿彦	千熊民哉	東伯郡東郷町大字漆原一三九	平成八年十月二十三日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市富桑支部	自由民主党鳥取市富桑支部	平成八年九月二十四日	政党の支部
〃	主たる事務所の所在地	〃	〃
〃	代表者の氏名	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	〃	〃
自由民主党鳥取市久松支部	自由民主党鳥取市久松支部	平成八年十月十一日	〃

林原 誠後援会	〃	坂井 徹後援会	〃	〃	〃	自由民主党鳥取 市湖山支部	〃	〃	新進党鳥取県総 支部連合会
〃	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	職務代行者の 氏名	会計責任者の 氏名	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	職務代行者の 氏名	会計責任者の 氏名	代表者の氏名
山崎正義	相沢雄二	東伯郡三朝町 大字大瀬五五 九一三	佐武 明	飴野 収	村山洋一	鳥取市湖山町 北六丁目六八 五	西垣容子	尾崎英篤	常田享詳
川上 勇	平 文昭	東伯郡三朝町 大字山田一四 八	飴野久嘉	船越礼次郎	船越礼次郎	鳥取市湖山町 西一丁目五〇 二	福田紀子	瀬淵資水	石破 茂
平成八年 九月二十 六日	〃	平成八年 九月十一 日	〃	〃	〃	平成八年 十月二十 八日	〃	〃	平成八年 十月二十 三日
〃	〃	その他 の政治 団体	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	鳥取県中部医師 連盟	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

梅原正顕後援会	坂田憲昭	精山則道	一〇一八	平成八年 十月七日	政治団体
新進党鳥取県第 一総支部	石破 茂	森山亮夫	鳥取市戎町四一九	平成八年 十月十八 日	政党の支 部
政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日	備考

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会 監 査 口 欣 榮

◎政党の支部

期間 平成8年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 新進党鳥取県第1総支部
報告年月日 平成8年10月18日
(平成8年10月18日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 22,000,406円
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 22,000,406円
(2) 支出総額 22,000,406円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
寄附（政党匿名寄附を除く）
(内訳別掲)
政治団体からの寄附 9,000,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入 13,000,000円
新進党本部 13,000,000円

その他の収入

10万円未満の収入 406円
合 計 22,000,406円
【寄附の内訳】
政治団体からの寄附
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)
石破 茂政経懇 9,000,000円 東京都狛
話会 江市

(2) 支出の内訳

経常経費
人件費 5,793,300円
備品・消耗品費 106,582円
事務所費 2,195,530円
小 計 8,095,412円
政治活動費
組織活動費 5,304,994円
調査研究費 200,000円

寄附・交付金 8,400,000円

小 計 13,904,994円
合 計 22,000,406円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

◎その他の政治団体

期間 平成7年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 梅原正顕後援会
報告年月日 平成8年3月27日
(平成8年9月30日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,281,547円
ア 前年繰越額 1,054,547円
イ 本年収入額 227,000円
(2) 支出総額 1,122,968円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
個人の負担する党費又は会費 (27人) 27,000円
寄附（政党匿名寄附を除く）
(内訳別掲)
個人からの寄附 200,000円
合 計 227,000円
【寄附の内訳】
個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)
樂谷久 100,000円 境港市

その他 100,000円

(2) 支出の内訳

経常経費
光熱水費 6,241円
事務所費 620円
小 計 6,861円

政治活動費

組織活動費 199,147円
機関紙誌の発行
その他の事業費 916,960円
宣伝事業費 916,960円

小 計

小 計 1,116,107円
合 計 1,122,968円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

期間 平成8年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 梅原正顕後援会
報告年月日 平成8年10月7日
(平成8年9月30日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 158,579円
ア 前年繰越額 158,579円
イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額	158,579円	合 計	158,579円
2 支出の内訳		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
経常経費			0円)
事務所費	158,579円		

鳥取県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
山田篤	衆議院議員	山田あつし国政研究所	鳥取市立川町五丁目二四〇一三	山田篤 平成八年九月二十七日

公 告

平成8年10月15日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成8年11月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 飛田 麻子 桐林 真人 前嶋 美希 小谷 健二 益田 健太
- 中村 美穂 上坂 亮太 古竹 紀幸 倉本 一紀 岩本 慎吾
- 大塚 次郎 鼓矢 崇司 榑谷明日香 福島 智則 細川 洋之
- 渡辺奈津子 大池 航史 志田 耕二 武田 信仁 大道 武
- 石井 利典 田中 康義 山口 要 小倉 佳紀

環境影響評価準備書について、次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

平成8年11月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 縦覧に供する環境影響評価準備書に係る対象事業
 - 1 名称
(仮称)「地域高規格道路 北条湯原道路」 一般国道313号 北条倉古道路 道路改築事業
 - 2 種類及び規模
一般国道 道路改築事業
延長 約7キロメートル
 - 3 実施しようとする区域
倉吉市和田及び寺谷並びに東伯郡北条町米里、島、北尾、曲、下神及び弓原地区内
 - 4 関係地域
倉吉市和田及び寺谷並びに東伯郡北条町米里、島、北尾、曲、下神及び弓原地区内
- 縦覧場所並びに期間及び時間

<p>1 場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部道路課</p> <p>倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉土木事務所工務第一課</p> <p>倉吉市葵町722 倉吉市建設部都市計画課</p> <p>東伯郡北条町土下112 北条町建設課</p> <p>2 期間及び時間</p> <p>平成8年11月13日(水)から同年12月12日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>三 意見書の提出期間等</p> <p>関係地域内に住所を有する者で、環境影響評価準備書の内容について公害の防止及び自然環境の保全の見地から意見のあるものは、次に定めるところにより意見書を提出することができる。</p> <p>1 提出期間</p> <p>平成8年11月13日(水)から同年12月26日(木)まで</p> <p>2 提出先</p> <p>〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部道路課</p> <p>3 記載事項等</p> <p>様式は自由とするが、①氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、②対象事業の名称、③公害の防止及び自然環境の保全に関する意見を簡潔に記載すること。</p> <p>環境影響評価準備書について、次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。</p> <p>平成8年11月12日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>縦覧に供する環境影響評価準備書に係る対象事業</p>	<p>1 名称</p> <p>(仮称)「地域高規格道路 江府三次道路」一般国道183号 生山道路 道路改築事業</p> <p>2 種類及び規模</p> <p>一般国道 道路改築事業</p> <p>延長 約4キロメートル</p> <p>3 実施しようとする区域</p> <p>日野郡日野町福長並びに日南町生山及び霞地内</p> <p>4 関係地域</p> <p>日野郡日野町福長並びに日南町生山、霞及び丸山</p> <p>二 縦覧場所並びに期間及び時間</p> <p>1 場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部道路課</p> <p>日野郡日野町根雨140-1 鳥取県根雨土木事務所工務第二課</p> <p>日野郡日野町根雨101 日野町建設課</p> <p>日野郡日南町生山619 日南町建設課</p> <p>2 期間及び時間</p> <p>平成8年11月13日(水)から同年12月12日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>三 意見書の提出期間等</p> <p>関係地域内に住所を有する者で、環境影響評価準備書の内容について公害の防止及び自然環境の保全の見地から意見のあるものは、次に定めるところにより意見書を提出することができる。</p> <p>1 提出期間</p> <p>平成8年11月13日(水)から同年12月26日(木)まで</p> <p>2 提出先</p> <p>〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部道路課</p>
--	---

3 記載事項等

様式は自由とするが、①氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、②対象事業の名称、③公害の防止及び自然環境の保全に関する意見を簡潔に記載すること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成8年11月12日

鳥取県収用委員会会長 田 中 箒 篤

1 期日

平成8年11月19日（火）午後2時

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室

3 件名

一級河川千代川水系千代川改修工事（八日市堤防）